

令和2年2月6日

まちづくり委員会資料

屋外広告物条例施行規則の一部改正に伴う
パブリックコメントの実施結果について

建設緑政局

川崎市屋外広告物条例施行規則の一部改正に伴う パブリックコメントの実施結果について

1 概要

近年、老朽化等により屋外広告物が落下するなどの事故が発生しており、全国的に屋外広告物の安全性の確保が課題となっています。本市においても、公衆への危害防止を目的に屋外広告物の更なる安全確保のために、安全点検の強化に関する屋外広告物条例施行規則の一部を改正することについて、市民の皆様の御意見を募集いたしました。

その結果、3通（意見総数7件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	川崎市屋外広告物条例施行規則の一部改正について
意見の募集期間	令和元年12月1日（日）～令和元年12月31日（火）
意見の提出方法	郵送、持参、ファックス、電子メール
意見の周知方法	ホームページ及び市政だよりへの掲載 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料閲覧コーナー、建設緑政局道路管理部路政課他）
結果の公表方法	ホームページへの掲載 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料閲覧コーナー、建設緑政局道路管理部路政課他）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	3通（7件）	
内訳	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）
	ファックス	0通（0件）
	電子メール	3通（7件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントを実施した結果、おおむね川崎市屋外広告物条例施行規則の一部改正の趣旨に沿ったもののほか、今後の参考とする御意見が寄せられました。御意見については、今後の施策・事業の推進の参考とし、当初の考え方のとおり、条例施行規則の一部改正の手続きを進めます。

【御意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見を踏まえ、反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の施策・事業を進めていく中で、参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E その他

●御意見の件数と対応区分

項 目	A	B	C	D	E	合計
(1) 屋外広告物条例施行規則の改正に関すること		3				3
(2) その他		2	2			4
合 計		5	2			7

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 屋外広告物条例施行規則の改正に関すること（3件）

	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	全面的に賛同する。	屋外広告物の安全対策強化に係る取組として、屋外広告物条例施行規則の改正手続きを引き続き進めてまいります。	B (3件)
2	看板の安全点検は必要だと思う。		
3	点検の為に費用負担は増えるが、安全のためには仕方がないのではないかと思う。		

(2) その他（4件）

4	個人商店の老朽化した看板への指導を強化してほしい。	許可が必要な広告物については、規則改正により、点検対象とする広告物を広げ安全管理の強化を図りますので、指導強化につながります。安全点検を実施したうえで、安全上問題があった広告物について、必要な指導を行ってまいります。許可のいない広告物については、安全管理の重要性について商店街等を通じて啓発活動を行い、自主的な点検をお願いするなど、安全対策に取り組んでいきます。	B
5	看板の落下事故等に関する報道を見聞きすることも多く、大変危険だと感じている。	全国的にも屋外広告物の安全対策強化に向けた対策がなされているところです。屋外広告物の安全対策強化に係る取組として、屋外広告物条例施行規則の改正手続きを引き続き進めてまいります。	B
6	立て看板やのぼり旗なども、風により倒れたり飛ばされたりしているので、対応を強化してほしい。	屋外広告物条例は、良好な景観の形成、風致の維持を目的として、屋外広告物に対して必要な規制を行っており、立て看板、広告旗は、容易に転倒しない方法で設置することと定められています。引き続き、道路パトロールなどを行い、適切な設置を呼び掛け、安全確保に向けた取組を進めてまいります。	C
7	看板の適正管理に関する取組を今後も推進してほしい。	公衆に対する危害を防止するため、今後とも屋外広告物の適正な管理に向け適切な規制を検討し、屋外広告物の安全確保に努めてまいります。	C

屋外広告物条例施行規則の一部改正に伴うパブリックコメントの実施について

1. 改正の目的

近年、老朽化等により屋外広告物が落下するなどの事故が発生しており、屋外広告物の安全性の確保が全国的な課題となっています。屋外広告物の安全性の確保には、所有者等による適切な点検が必要不可欠であり、地方公共団体による屋外広告物の安全性の確認・指導及び啓発が重要となっています。このような状況を受けて、平成29年7月に国土交通省から「屋外広告物の安全点検に関する指針」が示され、全国的に安全点検の強化を図る対策が進められているところです。



危険な状態の看板の例
(出典「屋外広告物の安全点検に関する指針」
国土交通省都市局公園緑地・景観課 平成29年7月)

本市においても、公衆への危害防止を目的に屋外広告物の更なる安全確保のために、安全点検の強化に関する屋外広告物条例施行規則の一部改正を実施します。

2. 川崎市の屋外広告物に対する取組の現状

本市では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物に対して必要な規制を行っており、広告物の表示を原則許可制としています。ただし、表示面積の合計が10平方メートル以下の自家用広告物など、一部の広告物については許可の対象外としています。

加えて、許可が必要な広告物のうち一定規模を超える広告物については、2年に一度「安全点検調査報告書」の提出が必要です。

許可が必要な広告物

- ・合計面積10㎡を超える自家用広告物
- ・自家用広告物以外の広告物等

一定規模を超える場合は、安全点検が必要

許可のいない広告物

- ・合計面積10㎡以下の自家用広告物等

図-1 屋外広告物に対する規制の概要

3. 制度改正のポイント

(1) 安全点検の対象となる広告物の範囲拡大

「安全点検調査報告書」の提出については、一定規模を超える許可広告物のみを対象としていますが、改正後は、はり紙、はり札、広告旗、車体広告等の簡易的な広告物を除く、全ての許可広告物を対象とします。

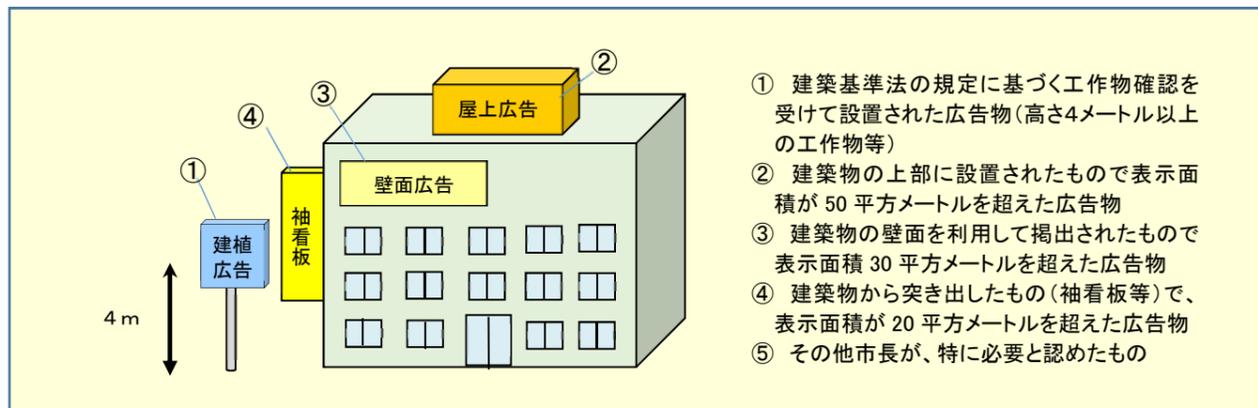


図-2 一定規模を超える広告物の種類と規模

(2) 有資格者による点検

現在は、「安全点検調査報告書」の作成にあたって、必要な資格は定めておりませんが、一定規模を超える広告物の安全点検については、①屋外広告士②講習会修了者③広告美術科に係る職業訓練指導員若しくは職業訓練修了者又は広告美術仕上げに係る技能検定合格者④その他市長が同等以上の知識を有すると認められた者が作成した「安全点検調査報告書」の提出が必要となります。

	広告の種類	点検の要否		
		改正前	改正後	
許可が必要な広告物	広告塔・広告板等 (壁面広告・屋上広告・建植広告・アーチ等)	一定規模を超える広告物 (図-2参照)	要 ※点検者の資格要件なし	要 ※有資格者による点検
		一定規模以下の広告物	不要	要 ※点検者の資格要件なし
	簡易的な広告物等 (アドバルーン・はり紙またはポスター・立看板又は広告旗・自動車等に表示する広告物、柱類に表示する広告物・はり札等)		不要	不要
許可のいない広告物		不要	不要	

表-1 広告物ごとの点検の要否

【許可のいない広告物について】
許可のいない広告物(10平方メートル以下の自家用広告物等)については、点検の対象ではありませんが、安全管理の重要性について商店街等を通じて啓発活動を行い、自主的な点検をお願いするなど、安全対策に取り組んでいきます。

(3) 安全点検調査報告書の充実

安全点検項目を6項目から17項目に細分化し、安全点検の強化を図ります。

改正前	改正後																
	点検箇所	点検項目	異常の有・無														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>点検項目</th> <th>適否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 アンカーボルト</td><td></td></tr> <tr><td>2 主要部分の鉄骨</td><td></td></tr> <tr><td>3 主要部分の接合部</td><td></td></tr> <tr><td>4 広告面の汚色等</td><td></td></tr> <tr><td>5 ネオン管の取付</td><td></td></tr> <tr><td>6 その他</td><td></td></tr> </tbody> </table>	点検項目	適否	1 アンカーボルト		2 主要部分の鉄骨		3 主要部分の接合部		4 広告面の汚色等		5 ネオン管の取付		6 その他		上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき 2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき 3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有 無 有 無
	点検項目	適否															
	1 アンカーボルト																
	2 主要部分の鉄骨																
	3 主要部分の接合部																
	4 広告面の汚色等																
5 ネオン管の取付																	
6 その他																	
	支持部	4 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間 5 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	有 無 有 無														
	取付部	6 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形 7 溶接部の劣化、コーキングの劣化等 8 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有 無 有 無														
	広告板	9 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等欠落 10 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損 11 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 無 有 無 有 無														
	照明装置	12 照明装置の不点灯、不発光 13 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水 14 周辺機器の劣化、破損	有 無 有 無 有 無														
	その他	15 付属部材の腐食、破損 16 避雷針の腐食、損傷 17 その他点検した事項	有 無 有 無 有 無														

表-2 安全点検項目の新旧比較

4. 他都市の状況

神奈川県をはじめとした県内の主な自治体や、東京都も許可広告物を点検の対象としており、加えて一定規模を超える広告物や指定された広告物について、本市と同様に有資格者による点検の対象としています。

5. スケジュール

令和元年11月14日 まちづくり委員会
(パブリックコメント実施報告)
12月1日から
12月31日まで パブリックコメント

令和2年1月 まちづくり委員会(予定)
(パブリックコメント結果報告)
屋外広告物審議会(諮問)
2月 規則改正公布
4月 規則施行